

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童扶養手当事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和7年8月12日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>○児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</li><li>○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li><li>○児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li><li>○公金受取口座情報の利用に関する事務</li></ul>
③システムの名称	児童扶養手当システム、電子申請システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表56の項
--------	------------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (照会の根拠) 81の項 (提供の根拠) 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	焼津市こども未来部子育て支援課 〒425-8502 静岡県焼津市本町2-16-32 054-626-1137
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[ ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・必ず複数人での確認を行ったうえで上長の最終確認を経ることとしている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ol>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、特定個人情報を取り扱う局面において、漏えい・滅失・毀損が発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必ず複数人での確認を行ったうえで上長の最終確認を経ることとしている。</li><li>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li><li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li></ul> <p>これらの対策を講じていることから、漏えい・滅失・毀損が発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市こども未来部子育て支援課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1137	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成29年1月26日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童扶養手当システム	児童扶養手当システム、電子申請システム	事後	システム名称の追加
平成29年1月26日	評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 見原 照久	子育て支援課長	事前	
平成29年1月26日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成29年1月26日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
令和5年2月15日	事務の概要		「〇公金受取口座情報の利用に関する事務」を追加	事前	
令和5年2月15日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一 項番37	番号法 第9条第1項及び別表第一 項番37	事後	
令和5年2月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 57 情報提供 番号法別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87	番号法 第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 57 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 13,16,26,30,47,64,65,87,116	事後	
令和5年2月15日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 前請求先	焼津市こども未来部子育て支援課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1137	焼津市こども未来部子育て支援課 〒425-8502 静岡県焼津市本町2-16-32 054-626-1137	事後	
令和5年2月15日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 〒425-0041 静岡県焼津市石津728-2 054-623-4791	事後	
令和5年2月15日	対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年2月15日	取扱者数 500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和5年2月15日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月18日	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一 項番37	番号法第9条第1項 別表56の項		
令和7年7月18日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 57 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 13,16,26,30,47,64,65,87,116	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表 (照会の根拠) 81の項 (提供の根拠) 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	IVリスク対策		8.人手を介在させる作業の実施状況を追加	事後	
令和7年7月18日	IVリスク対策		11.最も優先度が高いと考えられる対策の実施状況を追加	事後	
令和7年7月18日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。	事後	